

平成30（2018）年 5月24日

各 施 設 長 様
各事業所管理者 様

姫路市障害福祉課長

障害者の尊厳の尊重及び適正な事業所運営について

日頃より、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、市内障害福祉サービス事業所で施設職員による利用者への人格尊重義務違反及び介護給付費の不正請求等の不適正な運営の事案があり、本市において指定の取消し等の処分を行いました。

人格尊重義務違反は、障害者総合支援法に抵触するだけでなく、福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者として許されるものではありません。

各事業所においては、今一度、障害者の人格・尊厳を尊重し、個々の障害者の立場に立った適切な支援について認識を深めるとともに、障害者虐待防止法において定められている障害者虐待の防止等のための措置を講ずるほか、関係法令等の規程を順守し、適正な事業所運営を行うようお願いします。

なお、今年度から利用者の個々のニーズに応じた事業者の選択や事業者における適正なサービス提供の推進を図るために、本市の事業として運営状況の調査を行う予定としておりますので、ご協力をお願いします。

○参考法令（抜粋）

『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

姫路市 健康福祉局
保健福祉部 障害福祉課
電話：079-221-2454
FAX：079-221-2374